

鳥取県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第4条第1項の規定により告示する。

平成24年1月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 住 所 鳥取市安長240-37
- 2 氏 名 英 義人